

遺言では実現できない新たな相続対策シリーズ⑮

事例紹介：後継者育成と相続後の会社経営トラブル防止

相談者：父(会社経営者・84歳)(長男57歳・長女55歳・次男52歳)

状況：現在、会社経営をされている父からの相談です。父が会社の株を全株所有しています。子供が3名おり、長男が会社で働いており、後継者として育てている最中です。最近体調も不安定で、体力の衰えも感じており、3年後を目途に会社を引き継ぎ、引退したいと考えています。

「何もなかった場合」

父の年齢と現在の状態を鑑みると、数年後に認知症等、判断能力喪失する可能性があり、その場合には会社経営がストップしてしまう。

父の相続が発生した場合に、会社の株式が子3名の準共有になってしまい、会社経営について子3名の判断が必要となり、更に子について相続が発生すると株式が更にその相続人へと細分化してしまう。株式の準共有を避けるためには、法定相続分相当額(長男に会社株式を相続させる旨の遺言を作成した場合)は、遺留分相当額の代償金を別途用意し、長男が長女と次男に支払いをする必要がある。

「成年後見制度を使った場合」

ご本人に資産があるため、親族が成年後見人になれず、司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人になる可能性が高く、会社経営とは無関係な人が会社の議決権行使の影響をもつことになってしまいます。ご本人にとって合理的な理由のある支出しか認められず、家族にとってメリットのある行為、例えば、将来の相続税対策として他のアパートの建替えによる資産圧縮を図ることなどができない。父の相続が発生すると、会社株式が長男、長女及び次男の準共有となってしまい、その後の権利関係が複雑になってしまいます。

「民事信託を使った場合」はどのようになるのでしょうか？次回以降に続きます。



やまびこグループ
司法書士/行政書士/相続資産コンサルタント
進藤 裕介

あとがき

事務所の改装工事が完成間近になりました。工事中は、手際よく組みあがっていく匠の技に興味津々、壁の隙間から様子をこっそり確認しては、職人さんと目が合いお互い少し気まずい空気が流れたり、一日で劇的に変わるはずがないのに毎日パトロールしたり、スタッフ一同完成を楽しみに指折り数えていたのですが目を背けていた現実が…。まだ片づけが終わっていないではないですか。数か月前、思い出話に花を咲かせながら整理をしてはいたのですが、まだ日があるからと油断をしていました。

慌てて引越しの準備をはじめた同僚と自分のデスクをみて、夏休みの宿題は最終日に慌ててするものではないと学生時代に学んだことを思い出したのです。



出口秀美

お問い合わせ
資料請求

フリーダイヤル
0120-44-5880
365日24時間対応しております。

お急ぎの方は
電話にて
対応いたします。

【通話無料】携帯電話でもつながります。
ドリーマーご自宅出張
無料事前相談実施中!!

◆ドリーマーではご葬儀前に必ず全てのお見積もりをお客様に提示いたします。
◆ご予算に合わない場合は、予算に合わせて内容の変更が可能です。
◆後で想定外の費用が発生する事はございません。

ドリーマーの
葬儀費用

すよっとひといき

前回、運動不足を解消しようとランニングをはじめたことをお話ししましたが、今回はその後どの様にしてランニング道を極めたのか？についてお話ししたいと思います。



当初は体力の衰えを痛感し、筋肉痛と腰痛の再発に悩まされましたが、それでも諦めることなく仕事が休みの日には2~3kmのランニングを続けました。ランニングをはじめた頃はちょうど夏真っ盛りの時期。暑さを避けるため、子供たちを保育園に送り届け後の午前中にランニングをしていました。午前中とはいえ真夏のランニングはきつく、へとへとになる始末。しかし毎日続けていると少しずつ体力がついてきたのが、ペースを調整しつつですが途中で歩くことはなくなり、筋肉痛や腰痛に悩まされることも少なくなっていきました。

そして、初夏の頃からはじめたランニングも年を越し、今も続けられています。『継続は力なり』とはまさにこのことかなと思いつつ、今では休日のルーティーンにまでなっています。そして、寒さが厳しくなってきた最近でも変わらず走り続けています。最近では休日のみならず、仕事の日でも早起きをし、朝6時くらいから30分程走るようになりました。最近では、走った当日でも仕事に支障をきたすことなく、むしろ体が軽く感じるほど調子がよいのです。腰痛や筋肉痛に悩まされていたあの頃の嘘のようです。走る距離も少し伸び、毎回5km程を走るようになりました。そして、肉体的改造(?)に目覚めた私は、ランニングのお供に昨年のブラックフライデーでプロテインを購入しました。ランニング後は、かかさずプロテインを飲むようになり、ランニングをしない日には筋トレを行うように(笑)。筋トレはランニングほど真剣に取り組んでいるわけではありませんが、こちらも継続しています。前回よりパワーアップした私(笑)。そして次回で最後となりますが、私が日々のランニングを続けられた一番の理由(秘密兵器?)をご紹介しますのでお楽しみに。



首藤亮太

ドリーマー葬祭 3つの安心

事前相談受付中!

新規会員募集中!

葬儀保険募集中!

葬儀の事って
意外に知らない分からない。
だからこそ事前にご相談を!

事前に安心
事前相談&無料見積

葬儀の流れや準備など
気になる事を葬祭ディレクターが
丁寧に説明いたします。
事前の見積も無料作成いたします。
葬祭会館の見学は
ご予約いただければご案内いたします。



見積り作成で今なら…
5000円分の旅行割引券
プレゼント!!

月々2000円(完納20万円)
積み立てて、ご家族様は誰でも
使えてとってもお得★

お得で安心の
会員システム

一般葬はもちろん家族葬、
各種法事や成人式・
結婚式にもご利用いただけます。

充実の30万円コース、
50万円コースもございます



無配当1年定期保険(保険金)

会員が私に含めない費用や
お寺さんの費用、仏壇や墓石など
他ににかかる費用へ保険を活用

さらに安心の葬儀保険

満89歳まで申し込み可能※1
死亡保険金額は30万円~300万円
10万円ごとに細かく設定できるので
必要な死亡保障をお手頃な保険料で
ご準備いただけます。使い道も自由!

満60歳の女性の場合月々約662円※2

死亡保険金額100万円のケース

※1例です。お客様の年齢や死亡保険金額により変動

※1 告知書の記入が必須です。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。最良の選択をさせていただきます。
※2 上記は、年払保険料(30万円)を月割にした金額で、月払保険料ではありません。お支払は毎月お支払いの保険料を毎月お支払いただきます。
詳しくは資料をご請求のうえ(ご契約内容詳細説明)に重要なお知らせ(注連紙等)に印刷の上より、お見積り書をお送りください。
【告知事項】 葬祭会館 ドリーマー
【引当保険会社】 株式会社メモリード・ライフ(敬称略)関東財務局長(少額短期保険)第10号(法務省登録番号)第AA12009-27

方が一の時に、喪主になられる方へ、いざという時に慌てないために事前準備をしっかりと行うことが大切です。

①お葬儀の流れ
もしもの時に慌てないために、ご臨終から通夜、葬儀、初七日法要までの流れを把握しておきましょう。

②生前見積り
生前見積りとは、生前中に葬儀プラン等を設定し、見積書等を発行するサービスです。葬儀の内容を十分検討出来ることと、事前に費用を把握することで金銭的な不安を解消できます。

③個別相談
ドリーマーでは、ご相談者のご要望を確認した上で、ご不安な事柄を汲み取りながら不安な点についてお答えします。